

(3) 料金の額及びその徴収期間
別紙－3を次のとおり改める。

別紙3中、2.のうち、「平成72年5月12日」を「平成72年5月3日」に改める。

別紙3中、別添3のうち、

「

	苫小牧東	
苫小牧西	17.6	

」を「

		苫小牧東
	苫小牧中央	9.0
苫小牧西	8.6	17.6

」に、

「

	鹿沼	
栃木都賀ジャンクション	16.1	

」を「

		鹿沼
	都賀西方スマート	12.3
栃木都賀ジャンクション	3.8	16.1

」に、

「

	西那須野塩原	
矢板	18.9	

」を「

		西那須野塩原
	矢板北スマート	11.6
矢板	7.3	18.9

」に、

「坂元スマート」を「山元南スマート」に、改める。